

## **[事案 24-198] 入院給付金・退院給付金支払請求**

・平成 25 年 9 月 25 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

約款に規定する 1 回の入院の給付限度を超えた入院であることを理由に入院給付金等が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下の理由により、平成 24 年 10 月 11 日から平成 25 年 1 月 11 日までの「病的賭博」による入院について入院給付金を、また同入院後の退院について退院給付金を支払ってほしい。

- (1) 今回の入院原因の「病的賭博」と前回の入院原因の「抑うつ状態」は、同一疾病ではなく、因果関係もないので、1 回の入院の給付限度に通算するのはおかしい。
- (2) 他の保険会社からは入院給付金が支払われている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款では、「被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます）を直接の原因として・・・1 日以上入院を 2 回以上したときには、会社は、1 回の入院とみなして・・・疾病入院給付金を支払います」と規定されており、申立人の前回入院の「抑うつ状態」と今回入院の「病的賭博」との間には因果関係があり、「同一の疾病」に該当するため 1 回の入院とみなされ、本契約の 1 回の入院の給付限度は 90 日であり、前回入院において 90 日分の給付済みであるので、今回入院についての疾病入院給付金を支払うことはできない。
- (2) 退院給付金は、入院給付金の支払われる入院をし、生存して退院したときに支払いの対象になるので、退院給付金を支払うことはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件では「抑うつ状態」と「病的賭博」との間に因果関係があるか否かを検討する必要がある。
- (2) 当審査会において、当事者双方から提出された記録にもとづき独自に調査したところ、「抑うつ状態」と「病的賭博」とは基本的には因果関係はないとしつつ、本件における因果関係の有無については提出された資料のみでは判断できないとの意見を得た。
- (3) 因果関係の有無を判断するためには、各病院のカルテ、主治医からの意見聴取を踏まえ、専門医による鑑定も必要になると考えられるが、当審査会の手続きにおいては、主治医からの事情聴取等の手続きや鑑定の手続きは認められておらず、本件は、当審査会が裁

判外紛争解決機関として適正に判断することは著しく困難である。

- (4) なお、申立人は、他の保険会社においては、入院給付金が支払われていると主張するが、約款にもとづく支払いの可否の決定は、保険会社ごとの判断によるものであって、他社から支払われたか否かは、本契約の約款上支払えるか否かとは関係がない問題といえるので、申立人の請求を認める理由とはならない。
- (5) よって、本件は、裁判手続による解決が相当と考える。